

同和問題とは

同和問題とは、特定の地域の出身であること等を理由に、結婚や就職などにおいて不利な扱いや差別的言動を受けるといふ、日本固有の人権問題であり、国民全体として解決すべき課題です。

この問題の解決を図るため、国と地方公共団体は、法律に基づいてさまざまな対策を行いました。その結果、生活環境については、全体として著しく改善されたものの、

差別落書き、結婚における差別、差別発言などが依然として起こっており、教育・啓発などの分野で課題が残されています。

特に近年では、インターネット等を悪用した、差別を助長するような情報発信や悪質な書き込みなど、情報化の進展に伴って差別に関する状況の変化が生じています。

部落差別の解消の推進に関する法律

このような状況を踏まえ、平成28

部落差別の解消の推進に関する法律（抜粋）
（目的）
第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に

のっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

この法律では、現在もなお部落差別が存在すること、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であること、また、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであることが明記されています。

正しい知識を身につけ、人権文化のまちづくりを

本市では、福岡県同和問題啓発強調月間である7月に、さまざまな啓発事業を行っています。こうした事業への参加を通じて、市民一人ひとりが人権尊重の精神を正しく身に付け、人権を尊重することが市民の日常生活の中で当たり前の行動として自然に表すことができるような社会を、市民みんなで築いていきたいと思います。



北九州市人権の約束事運動
マスコットキャラクター
「モモマルくん」

人権啓発マンガ「モモマルくんと 考えよう！スペシャル」を発行しました

平成25～27年度に発行した人権啓発冊子「モモマルくんと考えよう」の集冊版「モモマルくんと考えよう！スペシャル」を発行しました。モモマルくんや森の動物たちを登場人物に、「同和問題とは何か」「同

和問題解決に向けて大切なことは何か」などを分かりやすく解説しています。表紙イラストや作画は、モモマルくんをデザインした本市在住の漫画家・萩岩睦美さんが担当しています。



同和問題啓発強調月間の催しなど

同和問題啓発強調月間
福岡県同和問題啓発強調月間
7月は福岡県同和問題啓発強調月間
7月21日
倉北区大手町

講演会

フリーライター・角岡伸彦さんによる講演会「これからの部落問題」と映画「風の匂い」の上映。



7月は福岡県同和問題啓発強調月間

街頭啓発

いづれも7月3日(月)。ギラヴァンツ北九州の選手が参加する出発式は、16時から小倉駅JAM広場で。▼門司区16時から柳町商店街で。▼小倉北区16時から、小倉駅JAM広場、小倉駅前。▼アストリアンデツキ、魚町銀天街、小倉井筒屋前、リバーウォーク北九州前で。▼小倉南区13時40



【意見を募集】

北九州市人権行政指針（改訂案）▼改訂案の配布・閲覧7月3日(月)～7月31日(月)（土・日曜日、祝日は除く）の8時30分～17時、人権推進センター人権文化推進課（小倉北区大手町、大手町ビル8階）、市民文化スポーツ局広聴課（市役所1階）、各区役所総務企画課・出張所、各市民センターで。市

分から、サンリブシティ小倉、サンリブもりつねで。▼若松区11時から、若松明治町銀天街、サンリブ若松前、イオン若松ショッピングセンター前で。▼八幡東区13時30分から、中央区商店街で。▼八幡西区16時30分から、黒崎駅前で。▼戸畑区16時45分から、戸畑駅前で。

人権週間の標語・ポスターの募集

▼標語11賞は入選（10点）1万円分の商品券、佳作（25点）5000円分の商品券など。▼ポスター11賞はB3判画用紙。▼「人権週間」と「12月4日～10日」の文字を必ず記入。賞は最優秀賞（1点）5万円分の商品券、入選（10点）1万円分の商品券、佳作（20点）5000円分の商品券など。

共通15歳以上（中学生は除く）。自作、未発表のもの。作品は返却しません。入選作品の著作権は、北九州市に帰属し、市が行う啓発事業に使用します。▼作品の裏（標語は、はがきか募集チラシに）住所、氏名、年齢（高校・大学生などは学校名と学年）、電話番号を書いて（標語の団体応募の場合はそれぞれの作品の作者名を記載した上で、代表者の氏名、連絡先を明記）9月1日までに同へ。募集チラシは各区役所総務企画課・出張所、各市民センターで配布中。

のホームページ（アドレスは表紙参照）でもご覧になれます。▼意見の提出は様式自由。住所、氏名、意見を書いて配布・閲覧期間中にEメール（市のホームページから）、郵便、ファクスで人権推進センター人権文化推進課（〒803-0814小倉北区大手町11-4、☎562-5010、F562-5150）へ。各配布・閲覧場所（出張所・市民センターは除く）に直接提出もできます。